

「危険物の取扱いに係る業務の規程の審査要領」の一部改正に関する意見募集の結果について

令和4年4月1日

＜問い合わせ先＞

航空局安全部安全政策課

（内線50124）

TEL: 03-5253-8111（代表）

国土交通省では、「危険物の取扱いに係る業務の規程の審査要領」の一部改正に関する意見募集を実施し、広く国民の皆様からご意見の募集を行いました。その結果、募集期間において、当該改正案に対して1件のご意見が寄せられました。

ご意見に対する当省の考え方を別紙のとおり取りまとめましたので、ご報告します。

今回ご意見をお寄せいただきました皆様方のご協力に深くお礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

**「危険物の取扱いに係る業務の規程の審査要領」の一部改正に対するご意見(概要)と
国土交通省の考え方**

	ご意見概要	国土交通省の考え方
1	【意見】 危険物を輸送する事業者の受託手順において受託を断る場合、委託者に対し受託しない理由の説明を明確に行うことを明文化していただきたい。 【理由】 運航者の受託判断は適正な裁量の範囲であれば正当である。しかし受託が断られた場合、それが法令など(爆発物告示, IATA DGR)によるものか、運航者の判断によるものかが示されないことがある。 問合せをすると明らかに不機嫌で感情的な対応をされることもあり、事業的に不利な扱いをされるリスクを考慮して、水面下での探りを入れる羽目になる。 そのため明確な判断が阻害され、ノウハウ的な運用を強いられることによって委託者の不当な負担となり、運用上の混乱を招く恐れがある。 大部分の運航者とその受託窓口では適正な対応がなされると信じているが、どこでトラブルを抱え込むか予測できないため予防策として、明確で適切なフィードバックを規定化することを希望する。	民民間の運送契約におけるトラブル防止を見据えたご意見かと思いますが、本審査要領は、危険物の安全な航空輸送の確保のために、本邦航空運送事業者が危険物の取扱いに係る業務の規程に定めなければならない内容を規定したものですので、いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。